

第1 はじめに

1 この手引きの意味

全国各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。私たちが暮らす地域で、さらに大きな被害が発生したら、あなたは自分の命を守ることができますか。

災害発生直後は、周囲から食料や生活物資等の支援を受けることは難しく、そのため、家族が3日程度は生活できるための食料等必要な物資を準備しておくことが必要です。

被災後、食料については、被災地へ弁当やおにぎり、パン類、菓子類等の支援物資が多く届けられますが、そのような食事が続くと、健康を維持するために必要な栄養素が不足して健康を損なう恐れがあります。

また、支援物資として送られてくる普通の食事が食べられない人にとっては、避難後の食事が健康状態を悪化させることとなります。そのような普通の食事が食べられない人には、災害時でも健康を守るための食事を食べる必要がありますが、災害直後の混乱の中では、十分な対応は期待できません。

このような災害発生時には、県や市町村の対応（公助）だけでは限界があるので、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域の人々が集まり、お互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むこと（共助）が必要です。特に、地域で協力し合う体制活動（共助）は、自主防災組織・町内会等が担うべき活動の中核です。

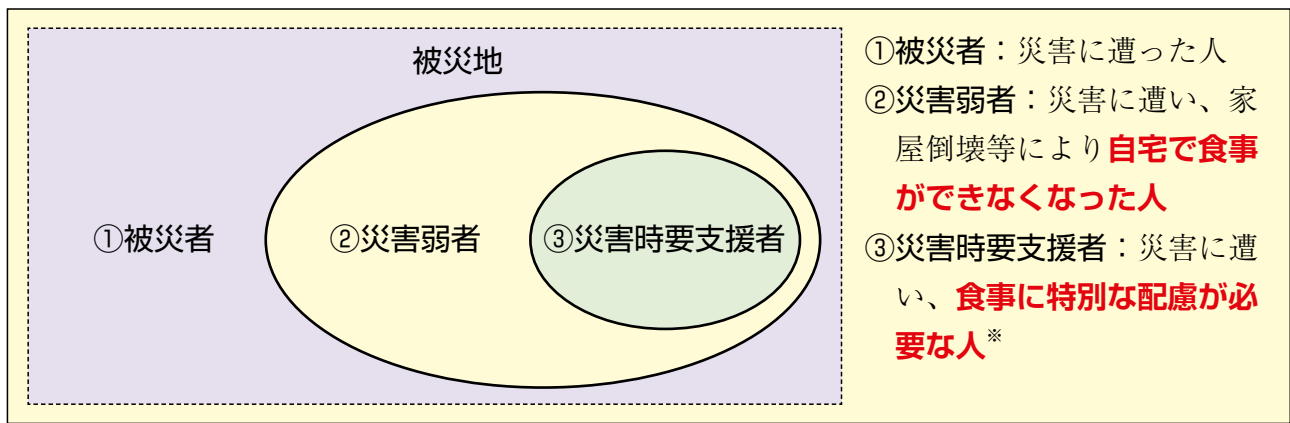
また、災害発生時には、多くの支援物資が届くほか、災害ボランティア等も被災地へ入り、被災者の生活復興を支援しますが、このように、被災地外から届けられる支援物資の配給やボランティア等が迅速に被災地で活躍できるためには、市町村（社会福祉協議会含む）（公助）による関係者との調整と的確な判断が求められます。

そのため、災害時には自ら守る（自助）意識をしっかりとつとともに、近隣で助け合う（共助）ことにより、平常時から地域全体を災害から回避するための体制が必要です。

本手引きは、自助・共助・公助を視点に、それぞれの役割を具体的に示し、時系列（時間の経過毎）にすべき事柄を示し、地域全体での災害時における食生活支援の体制の充実を目指しています。

本手引きの作成にあたっては、新潟県福祉保健部が作成された「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」及び同「実践編」を参考にさせていただきました。関係者の皆様に深く感謝とお礼を申し上げます。

なお、本手引きでは、被災者、災害弱者、災害時要支援者を次のとおり定義して使用しています。



※食事に特別な配慮が必要な人とは

- (1) 乳幼児（ミルク、離乳食が必要な人）
- (2) 高齢者のうち食べる機能が低下している人（おかゆ等が必要な人）
- (3) 病気のために食事治療を受けている人（糖尿病、腎臓病、難病、アレルギー等）

2 この手引きの位置づけ

本手引きは、市町村地域防災計画で示された食料・飲料水の供給に関して、被災地へ届けられる弁当やおにぎり、パン類、菓子類だけでは健康を損なう恐れがあることから、健康面に配慮した食事を提供する目安となります。また、食事に特別な配慮が必要な人（以下、「**災害時要支援者**」という。）が、必要な食事を食べることができるなど、災害時における食生活支援を効率的かつ効果的に進めるための目安となるものです。

災害時には、自ら守り（自助）、地域で助け合い（共助）、行政が対応する（公助）ことにより、被害を最小限に留めることとなります。そのため、時間経過（フェイズ）の中でそれぞれ（自助・共助・公助）の役割を果たすことが求められ、さらに、平常時から備えるべき事柄もあり、本手引きでは、個人・家族（自助）、自主防災組織や町内会等（共助）、行政（公助）で平常時から被災から復興期までにすべき具体的な内容を記載しております。

本手引きは、市町村地域防災計画の一部と重複する部分もありますが、市町村地域防災計画と本手引きにより、災害時要支援者を含む住民全体の健康を守ることができます。

3 この手引きの特徴

(1) 個人・家族、自主防災組織・町内会等、行政（市町村、保健所・支所）に分けて記載
災害時における食の問題は、個人・家族、自主防災組織や町内会等、行政（市町村、保健所・支所）と立場により異なります。本手引きでは立場ごとに生じる問題とそれを解決するための具体的な食生活支援活動を示しています。

(2) 時系列ごとの記載

災害時における食に関する様々な問題は、時間経過と共に対応が異なります。そのため、現状を的確に把握し、生じている課題を解決するための具体的な食生活支援活動が求められます。

被災現場では、災害発生後から時間経過とともに様々な問題が生じ、的確な対応が求められます。そのため、本手引きでは、災害救護で使用される経過を「フェイズ」とし、災害直後から各期に分けて示しています。

フェイズ0：初動体制の確立期（概ね災害発生後24時間以内）

フェイズ1：緊急対策期（概ね災害発生後72時間以内）

フェイズ2：応急対策期（概ね4日目から2週間まで）

フェイズ3：復旧・復興対策期（概ね2週間以降）

（「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を参考に一部改変）

(3) 平常時の対策についても記載

災害発生時には、時間経過とともに発生する様々な食に関する問題に迅速かつ的確に対応することが求められますが、そのためには、平常時から、災害を想定した備えが必要です。

平常時から、災害時には何が求められるか、何をすべきかをしっかり考え、必要な物資を確保するほか、関係者との連携や情報共有を図るなど、災害時の対策に備えましょう。